



■ 目次

- ◆ 登録商標の3年不使用取消審判事件における第35類商標の使用証拠の認定について—3つの事件を通しての検討
- ◆ リンダと柏原さん、横山さんとの語らい

登録商標の3年不使用取消審判事件における第35類商標の使用証拠の 認定について—3つの事件を通しての検討

北京林達劉知識産権代理事務所

中国弁護士・商標弁理士 姚 敏 (Min YAO)

中国弁護士 陳 傑 (Sai CHEN)

前書き

第35類役務は中国の商標登録分類の体系において特別な存在である。多くの企業は、その業務範囲を問わず、いずれも指定役務を第35類として、商標登録出願すべきであると考え、多くの代理人もお客様に第35類役務に関する商標登録出願を提案している。このような現象が生じているのは、現在、大部分の商品の卸売・小売役務がまだ中国商標登録の商品・役務分類に導入されていないことにより、出願人と一部の商標弁理士が第35類の役務内容の本質を取り違えていること、それに先取出願及び冒認出願が依然として深刻で、電子取引プラットフォーム及びショッピングモールなどからの強引な要求があることにより、出願人に指定役務を第35類として商標登録出願させることを加速させているからである。しかし、その経營業務に関わっていない第35類を指定役務として登録された商標が、3年不使用を理由として取消審判を請求されると、合法で有効な使用証拠を提供できないことにより、登録商標が取消されるという運命を免れない。

本稿では、下記3つの事件における人民法院の使用証拠に対する認定及びその理由を分析したうえ、第35類役務の本質及び商標使用の本質をさらに検討・研究する。商標登録者の第35類役務に対する認識及び登録商標の3年不使用取消審判事件に対する対応に少しでもご参考になれば幸いである。

○ 事例分析



事件1: 第6773892号“ (赫尊HEZUN及び図)”登録商標の3年不使用取消審判に関する行政訴訟

● 基本情報

原告(商標権者): アモイ赫尊創意文化伝播有限公司

被告: 国家工商行政管理総局商標審判委員会

第三者(3年不使用取消審判請求人): 鄭汝華

一審人民法院: 北京知識産権法院

一審の事件番号: (2016)京73行初3780号

一審判決期日: 2018年4月25日

一審判決結果: 係争登録商標取消審決の維持

● 事件概要

原告は、指定役務を「広告又は販売促進へのモデルのあっせん、広告デザイン、広告企画、データ通信ネットワークのオン・ライン広告、広告、商業・広告の展示企画、商業情報、販売促進(他人のため)、アーティストの出演の商業管理、職業のあっせん」として、係争商標を登録した。

第三者が係争商標に対して、3年不使用取消審判を請求したが、被告は係争商標を取消す審決を下した。原告は該審決を不服として、北京知識産権法院に審決取消訴訟を提起した。

原告は、行政段階及び訴訟段階において、その関連会社である「アモイ市思明区赫尊美髪職業訓練学校」(以下、「赫尊美髪学校」という)の係争商標に関する学校の宣伝冊子及び学員の集合写真、学校が展示会に出展した時の写真、教育認証書、係争商標をWeChat(微信)の公式アカウントのプロフィール写真として使用した資料及び美術著作物の登録証書などの使用証拠を提出した。



人民法院は、審理を経て、原告がその関連会社である「赫尊美髪学校」との許諾使用契約書などの証明資料を提出しなかったものの、実際に使用者による使用が商標権者の意志に反することなく、且つ係争商標が実際に商業活動において使用され、放置されていない状況では、実際の使用者による係争商標の使用を商標権者による係争商標への使用と見なすことができると認定した。

しかし、人民法院は、原告より提出された証拠では、係争商標が指定期間内で商標法上の使用をされたことを証明できないため、係争審決を維持した。

● 人民法院の観点

『類似商品及び役務区分表』における第35類役務への注釈によれば、第35類は、主に個人又は組織により提供される役務を含み、その目的は、「①商業企業の経営又は管理において行われる顧客に対する便益の提供、②工商企業の業務活動又は商業職能の管理において行われる顧客に対する便益の提供。それに、各種の伝播方式を利用して公衆に向けて広告を宣伝するための広告部門より各種類の商品・役務に対するサービスの提供」である。これによって、第35類役務は、主に他人のためにサービスを提供することであり、第35類における「広告」などの役務も自分のためではなく、他人の商品・役務のために宣伝を提供すべきである。本件において、赫尊美髪学校は係争商標を自分の美髪訓練学校の宣伝冊子、展示会、學員写真などに使用し、「他人のためにサービスを提供する」ということではなく、自らの訓練学校を宣伝するためである。したがって、上記の証拠によって、係争商標の使用が指定役務の第35類の「広告」などでの使用に該当することを証明できない。

● コメント:

『類似商品及び役務区分表』の第35類役務に対する注釈及び上述した人民法院の認定によると、第35類の「広告」役務は、他人の商品・役務のために広告宣伝のサービスを提供することが明らかになった。

実務において、いずれの経営者も、自分の商品・役務を宣伝し広め、市場シェアを拡大しようとするニーズがあるが、自ら又は自らが第三者に委託して、自己の商品・役務を宣伝し広める際に行われる商標の使用は、第35類の広告宣伝などの役務における使用に属さない。

万色

事件2: 第5544635号「WANSE (万色WANSE)」登録商標3年不使用取消審判に関する行政訴訟

● 基本情報

上訴人(一審原告、商標権者): 張利劍(個人工商者である

「万色百貨用品商店」の所有者)

被上訴人(一審被告): 国家工商行政管理総局商標審判委員会

第三者(登録商標の3年不使用取消審判の請求人): 才華煜

一審法院: 北京知識産権法院

一審の事件番号: (2015)京知行初字第3758号

二審法院: 北京市高級人民法院

二審の事件番号: (2016)京行終117号

二審判決期日: 2016年6月30日

二審判決結果: 係争登録商標取消審決の維持

● 事件概要

原告は、指定役務を「販売促進(他人のため)、貨物展示、広告、商業用のショーウィンドーのレイアウト、他人のためのあっせん(他の企業のために、商品又は役務を購入すること)、コンピューターデータベースの情報編集、ファイルの複製、輸出入の代行、オークション、商業管理の補助」として、係争商標を登録した。

第三者による3年不使用取消審判の請求に対して、被告は係争商標を取消す審決を下した。原告は、該審決を不服として、北京知識産権法院に提訴した。



原告は、行政段階及び訴訟段階において、店の設立記念イベント及び実体店の関連写真、一部分の代理契約書、その代理する商品写真、移動通信業務の使用合意及び移動通信会社によるインボイス、領収書及び税金納付証明、東陽市国家税務局の発行した領収書、東陽市万色百貨用品商店と資生堂(中国)投資有限公司が締結した化粧品売買契約及びその仕入書、納品書、契約金額の納付書、東陽市横店女人世界日化デパートの委託によりデザイン、プリントされた「万色

WANSE」の付された封筒、便せんに関する契約書及び領収書などの商標使用の証拠を提出した。

審理を経て、一審人民法院及び二審人民法院のいずれも、上記証拠からは、係争商標が指定役務に使用されたことを証明できないと認定した。

● 人民法院の観点

『商標登録用商品及び役務国際分類』に第35類役務の主な目的は「商業企業の経営又は管理において行われる顧客に対する便宜の提供」、又は、「工商企業の業務活動又は商業職能の管理において行われる顧客に対する便宜の提供」であり、「特に、商品を販売することを主な職能とする企業、即ち商業企業の活動を含まない」ことにある。そのため、『商標登録用商品及び役務国際分類』第35類の役務項目は、「商品の卸売・小売」を含まず、ショッピングモール、スーパーマーケットの役務が当該35類の内容に属さない。「販売促進(他人のため)」という役務内容は、他人の商品(役務)を販売することにアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどサービスを提供することである。したがって、原告側が提供した証拠は、係争商標が指定期間内に商標法上の商標の「使用」をされたことを証明できない。

● コメント

実際に、実務においてよく議論される卸売・小売役務及びスーパーマーケット、ショッピングモールによって提供される役務が「他人のための販売促進」に該当するか否かは、北京知識産権法院がその(2015年)京知民終字第1828号民事判決書においてその観点を詳しく述べたことがある。即ち、「他人のための販売促進」は他人の商品販売行為

を幫助することであり、販売者の具体的な販売行為のために、1回だけの販売促進又はセールスサービスを提供する行為も、販売者の通常の販売行為に慣例的なサービスを提供する行為も含む。しかしながら、当該役務は、経営者「自ら」が販売主体として商品を販売する行為を含まない。卸売・小売役務のいずれも販売者が自分の名義で対外的に販売を行う行為であるため、「他人のための販売促進」という役務の範囲に属さない。ショッピングモール、スーパーマーケットの提供する役務が「他人のために販売促進」に該当するか否かは、具体的な状況に応じて識別する必要がある。ショッピングモール、スーパーマーケットなど自体が販売主体として対外的に商品を販売するものであれば、当該役務は「他人のために販売促進」に該当しない。それに対して、販売者がそのショッピングの場所における販売活動のために相応するサービスを提供するのであれば、「他人のために販売促進」に該当する。

本人民法院がこのように理解したのは、主に以下のことを考慮したからである。『類似商品及び役務区分表』にある「他人のための販売促進」は第35類役務に該当するが、2002年第八版の『分類表』には当該類の商品に対して、「特に……商品を販売することを主な職能とする企業、即ち商業企業の活動を含まない」という注釈がある。この注釈によれば、当該類別のいずれの役務も卸売・小売項目を含まないことが明らかであり、「他人のために販売促進」ということもその例外ではない。その後、2007年第九版の『区分表』では、当該注釈は削除されたが、この削除は、卸売・小売役務を第35類の登録以外に排除しないことを意味しているだけであり、当該類別の「他人のために販売促進」とう役務が卸売・小売役務を含むと理解すべきではない。特に、2013年以降、薬品小売類役務が第35類の項目に追加され、しかも『分類表』において、当該いくつかの類別の役務が「他人のために販売促進」と類似役務に該当しないと明確に記載されている状況で、上記のように理解すべきである。

上記の事件は、登録商標の3年不使用取消審判の行政事件ではなく、登録商標の権利侵害民事事件であるが、指定役務における商標使用に該当するか否かという問題についての認定基準はいずれも同様である。

更に遡ると、商標局の2004年の「商標申字(2004)第171号」の『国際分類第35類役務にショッピングモール、スーパーマーケットの役務を含むか否かの問題に対する返答』において、ショッピングモール、スーパーマーケットが商品を販売する企業に該当し、その主な活動は、卸売・小売である。また、『商標登録用商品及び役務国際分類』の第35類の注釈においても、当該役務の主な目的が「商業企業の経営又は管理において行われる顧客に対する便宜の提供」、又は、「工商企業の業務活動又は商業職能の管理において行われる顧客に対する便宜の提供」であり、且つ「特に、商品を販売することを主な職能とする企業、即ち商業企業の活動を含まない」ということを明確に説明している。したがって、『商標登録用商品及び役務国際分類』の第35類の役務項目は、「商品の卸売・小売」を含まず、ショッピングモール、スーパーマーケットの役務も当該35類の内容に該当しない。「販売促進(他人のため)」という役務内容は、他人の商品(役務)を販売するためにアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどサービスを提供することである。

当該返答は実際に、ショッピングモール、スーパーマーケットの役務内容を第35類から完全に排除しており、前述の人民法院が司法事件において具体的な状況を区分して対応すべきであるという観点と完全に一致するとは言えない。

それに、「他人のために販売促進」に関する商標の使用を如何に認定すべきであるかについては、北京市高級人

民法院が嘗て「知的財産権審判参考問答(17)」を公表した。そのうちの第3問及び第4問において、以下のようなショッピングモール、スーパーマーケットに関する役務の認定内容がある。これは前述した商標局の『返答』の観点に対する否定であると言える。

3、現在のビジネスモデル、経営方法の多元化という特徴を考慮したうえ、係争商標の商標権者がショッピングモール、スーパーマーケットなどの経営主体であるということだけを理由として、係争商標が「他人のために販売促進」という役務において、商標法上の商標の「使用」に該当しないと判断することを避けるべきである。

4、関連証拠に基づいて、ショッピングモール、スーパーマーケットなどの経営主体が、場所を提供したりする形式によって、商品(役務)の販売代理店(提供者も含む)とビジネス提携協力を行っていることを証明でき、且つその提供した販売促進のポスター、企画案、刊行物による販売促進広告、コンサルティングサービスなどの関連証拠により、販売代理店(提供者も含む)の商品(役務)の販売にアドバイス、企画、宣伝、コンサルティングなどのサービスを提供したことを証明できれば、上述の行為は、係争商標の「他人のために販売促進」という役務における商標法上の商標の「使用」に該当する。

当該「参考問答」は司法解釈ではないが、北京市高級人民法院が登録商標の3年不使用取消審判に関する行政訴訟の終審法院として、その観点は、司法裁判の主流的な観点を明らかに代表していると言える。したがって、ショッピングモール、スーパーマーケットの商標の使用行為が必ずしも第35類役務の「他人のために販売促進」以外に排除されるわけではない。3年不使用取消審判を請求された場合、ショッピングモール、スーパーマーケットは、他の経営者に場所又は販売促進の企画サービスを提供する際に使用した商標使用証拠を提供すべきであることにも留意すべきである。

しかし、商標の有効性が維持できても、大部分の商品の卸売・小売役務が中国の商標登録商品・役務の分類体系に導入されていない状況において、スーパーマーケット、ショッピングモール、コンビニエンスストアなどの主体はどのように商標出願してその商標を確実に保護すればよいのであろうか。現段階の法律の枠組において、その商標登録出願は厄介な状況に直面していると言わざるを得ない。実際に、当該類の主体が商標登録を出願す



る際に、第35類にて出願せざるを得ないのである。なぜならば、第35類の「他人のために販売促進」という役務だけが、スーパーマーケット、ショッピングモール、コンビニエンスストアなどと少しでも関わっているのである。

2013年の『類似商品及び役務区分表』において、「薬品、医療用品の小売又は卸売役務」が第35類の3509単独の類似群として追加されたことにより、薬品、医療用品の小売及び卸売業務の企業の商標登録・保護問題を適切に解決できるようになった。現在までに、薬品、医療用品以外の他の商品の小売・卸売役務はまだ区分表に導入されていない。昨今よく直面するスーパーマーケット、ショッピングモール、コンビニエンスストアなどの商標登録・保護問題

を解決するために、中国で将来的に、他の商品の小売・卸売役務を第35類に徐々に導入するようになることも予測される。

事件3: 第3803938号「雷博」登録商標の3年不使用取消審判に関わる商標行政訴訟事件

● 基本情報

上訴人(一審被告): 国家工商行政管理総局商標審判委員会

上訴人(一審第三者、3年不使用取消審判の請求人): 家園有限公司

被上訴人(一審原告、商標権者): 香港雷博有限公司

一審法院: 北京知識産権法院

一審の事件番号: (2016)京73行初3890号

二審法院: 北京市高級人民法院

二審の事件番号: (2018)京行終269号

二審判決期日: 2018年5月28日

二審判決結果: 係争審決の取消し

● 事件の経緯

一審原告は、指定役務を「会計、監査、人事管理コンサルティング、人材募集、広告、広告企画、ビジネス管理コンサルティング、商業調査、コンピューターデータベースへの情報編集、販売促進(他人のため)」として係争商標を登録した。

一審の第三者により、係争商標の3年不使用取消審判が請求され、一審被告は係争商標を取消す審決を下した。一審原告は該審決を不服として、北京知識産権法院に係争審決の取消訴訟を提起した。原告は、行政段階及び訴訟段階において、業務約定書及びインボイス、専門サービス招聘状及びインボイス、広告合意及びインボイス、刊行物における広告ページ、ホームページのキャッチアップ図など商標の使用証拠を提供した。これらの証拠で使用された商標標識は「LEHMANBROWN雷博國際會計」であり、原告の第6528061号登録商標と同一であった。

審理を経て、一審法院、二審法院のいずれも、原告が提供した証拠によって、係争商標の使用を証明できるため、係争商標の「会計、監査」という役務における登録を維持し、他の役務における登録を取消すべきであると認定し、係争審決を取消す判示をした。

● 人民法院の観点

関連する広告宣伝に使用された「雷博國際會計」のうち、「國際會計」は役務性質の具体的な説明であると見なされやすいため、標識の組合せの形式及び構造から見れば、「雷博」(係争商標の内容)という2文字は、役務の出所を識別する役割を果たすことができ、商標法上の使用に該当し、しかもその役務内容が会計であることを示している。

関連する広告宣伝に使用された標識は、上述の第6528061号商標標識とほぼ同じであり、且つ当該商標の出願人が雷博公司であるものの、これは、中国の関連公衆が「雷博」という2文字を「会計」役務における商標として識別することに必ずしも影響を及ぼすわけではない。

商標権者の自らの使用、許諾による他人の使用及び商標権者の意志を反しない使用のいずれも、実際の使用行為に該当すると認定できる。本事件において、「雷博國際會計」という標識の関連広告宣伝の主体がいずれも雷博財務公司であることが体现されているが、当該公司が雷博公司と緊密な関係にある関連会社であるため、当該標識の使用は少なくとも雷博公司の意志に反していないと認定すべきであり、即ち、本件証拠により雷博公司の会計役務項目における係争商標に対する実際の使用を証明できる。

● コメント

上述の事例において、人民法院は、原告により提供された証拠がその「会計、監査」役務における実際の使用を証明できると認定したのは、原告が確かに第三者に会計・監査業務を提供する会社であり、その「会計・監査」役務における有効な使用証拠を提供できたからである。もし、会計・監査業務を提供する会社でなければ、会社内部に会計を専門とする職員がいて、内部の財務状況を会計・監査する業務に携わっていたとしても、当該業務における商標の使用は、第35類の「会計・監査」役務における使用とは認められない。

実際に使用された標識が登録商標と完全に一致しない当該状況に対して、人民法院は、実際に使用された標識における「雷博」という2文字が役務の出所を識別できる役割を十分に果たしているとして、商標法上の使用に該当すると認定した。原告が第35類の「広告、販売促進(他人のため)」などその他の役務における使用証拠を提供していないため、最終的には、係争商標の「会計、監査」役務における登録のみを維持できた。

○ まとめ

1. 商標行政機関及び人民法院の第35類役務の本質に対する認定は明確であり、即ち、自己ではなく、第三者に関連サービスを提供することであり、特に「販売促進(他人のため)」役務は、自社の商品(当該商品が他人により製造されたものでも同じ)を経営販売する行為を含まないことである。
2. 実際に使用された標識が登録商標と完全に一致していない場合、関連公衆が依然として当該標識を関連役務の商標に識別することに影響を及ぼさなければ、この実際の使用を係争商標の使用と見なすことができる。
3. 商標権者による自らの使用、使用許諾による他人の使用、商標権者の意志に反しない他の使用のいずれも、実際の使用行為に該当すると認定できる。
4. 商標局は、上述した3つの事件に対して、商標登録者の提供した使用証拠をいずれも有効であると認定したが、商標審判委員会及び人民法院は、商標局とは異なる認定を下した。当所より取り扱った数多くの実際の事件からも、商標局が3年不使用取消審判の請求事件における使用証拠に対する審査を和らげているのに対して、商標審判委員会及び人民法院は厳しく審査・審理していることが分かる。しかも、商標局の段階において、商標登録者より提供された使用証拠に対して証拠調べ手続きがないので、商標局が相手側の当事者の証拠の質疑意見を聴取せずに審決を下すことは、偏った判断をする恐れがある。また、商標権付与・確定の行政訴訟事件にお

いて、係争審決の取消率の最も高い事件のタイプは3年不使用取消審判請求事件である。これらの事件の対応には、商標局が下した審決又は不服審判の審決が自分に不利である場合、当事者はぜひ積極的に救済措置を取るべきである。また、自分にとって有利である場合でも、決して油断しないで引き続き積極的に対応すべきである。なぜならば、商標局の審決又は不服審判の審決が究極の決定であるわけではなく、当事者はいずれも後続の救済プロセスを利用して結果を逆転させる可能性があるからである。

5. 登録商標の3年不使用取消審判は、商標登録者、3年不使用取消審判の請求人、商標審判委員会という三方に関わるため、その対抗性が強い。商標としての使用、商品及び役務、使用証拠の形式、証拠の効力、使用期限、使用主体などの問題がいずれも複雑な専門的な課題である。商標の共存を3年不使用取消審判請求人と交渉するのか、商標登録を改めて出願するのか、及びどのタイミングでこれらの措置を取るべきであるのかについては、いずれも事件の状況と利害関係を全面的に考慮する必要がある。しかも、これらの要素がその事件の結果に大いに影響する。したがって、上述のタイプの事件を対応する際に、よい結果を獲得するために、専門の知財弁護士に依頼するのが得策であると思われる。

参考資料:

1. (2016)京73行初3780号行政判決書
2. (2015)京知行初字第3758号行政判決書
3. (2016)京行終117号行政判決書
4. (2015)京知民終字第1828号民事判決書
5. (2018)京行終269号行政判決書
6. (2016)京73行初3890号行政判決書
7. 《類似商品と役務区分表》(2018版)
8. 『国際分類第35類役務のショッピングモール、スーパーマーケットの役務を含むか否かの問題に対する返答』http://sbj.saic.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/200408/t20040815_232890.html
9. 北京市高級人民法院知識産権審判参考問答(17)



リンダと柏原さん、横山さんとの語らい

ポリプラスチックス株式会社
知的財産部 柏原 長武

一般財団法人 経済産業調査会
業務部長 横山 繁

北京林達劉知識産権代理事務所
所長 弁理士 劉 新宇



皆様、こんにちは。本日は、この場をお借りして長年のお付き合いの旧友とのインタビュー文をご紹介します。まず、簡単な質問ですが、私のワークライフにおいて、どれほどの方々が力を惜しまずにこれまでサポートしてくださったのか、想像できますか。正直に言えば様々な世代や分野において、内外の友人から様々な面から助けていただいて、今私はここにあるのです。

このサポーターのうち、最も気が合い、私の30代の前半、この知的財産という仕事に足を踏み入れた頃から、私をずっと見守り、色々なことにアドバイスしてくれたのは、残念ながら既にこの世を去られた元ヤクルト株式会社の知財部長、元日本食品・バイオ知的財産権センターの専務理事であった酒井孝成さん、ポリプラスチックス株式会社の柏原長武さん、そして一般財団法人経済産業調査会の横山繁さんなのです。今も私は、天国の酒井さんのことを忘れたことはありませんし、酒井さんのことを偲びながら、今も一生懸命私のことを思ってくれている柏原さんと横山さんに感謝しています。

おしゃべりさんとよく言われる私には、語っても語りきれない物語がいっぱいあります。酒井さん、柏原さん、そして横山さんとのそれぞれのお付き合い、業務面でしていただいたご指導を一冊の長編小説にまとめ、皆さんにご紹介できればとも思いましたが、今の私にとって、時間的にも体力的にも難しいので、本日のインタビューを通じて、まず柏原さんと横山さんのことを簡単にご紹介しましょう。

実は、2月中旬、今年4月に雇用延長満了を無事に迎えられポリプラスチックスを離れる柏原さんと、同じく4月に定年退職を迎え経済産業調査会を去られる横山さんと私の3人で、「柏原さん・横山さん退職慰労懇親会」を催しました。この懇親会を企画したとき、もともと参加していただきたかった、柏原さん、横山さんと共に懇意にしている園田・小林特許業務法人の佐藤君雄先生、正林国際特許商標事務所の朱振霞先生、そして元林達劉事務所の所員であった林知子さんのどなたにもお声をかけませんでした。これは、懇親好きの私にとっては珍しいことでしたので、最初に柏原さんと横山さんからその訳を聞かれました。実は、私の心底に、柏原さん、横山さん、そして私達のことを永遠に見守り続けてくださっている酒井さんにいつか集まってもらい、久しぶりにそれぞれの近況を語り合う事を願っていたのです。ちょうど先日、訪日のタイミングにあわせて、私のこの企画を早く実現しようと思い立ち、この四

人だけの懇親会を開催しました。お声掛けをしませんでした佐藤先生、朱先生、林さんには、「ごめんなさいね」と申し上げたい気持ちで一杯です。人生の旅はまだまだ続きますので、次回、是非とも皆さん一緒に、大人数で飲み会を催しましょう。

この少人数の懇親会では、まず柏原さんに深い感謝の気持ちを伝えました。ご存じない方も多いかと思いますが、実は、2001年に私が日本の知財界で最初の一步を踏み出した頃、柏原さんに「リンダさん、対比表のやり方で日中両国の特許法を対比しながら研究してみないか。日本には特許関係の法規法定が多くあるが、中国は少ないんだ。やって見れば、それほど難しくないかと思うから」と言われました。簡単そうに見えますが、あの頃、法律にあまり精通していなかった私にとって、やはり容易なことではありませんでした。でも、「聡明(笑)」な私は、柏原さんのご提案をすぐ受け入れて中日初の特許法の対比表を作りました。その後、商標の専門家である酒井さんも、「リンダさん、特許法の対比表ができたなら、商標もやってみなさいよ」と言ってくれました。「そうですね。でも、「商標法は私にとって未知の世界ですので、よろしければ一緒にやってもらいませんか」とお願いして、酒井さんに一緒にやってもらったのです。綺麗に見える物事の後ろには、いつも懐かしく温かい物語があるように、2003年北京に戻り、林達劉事務所を設立し、中国初の明細書用の中・日・韓技術用語対比表を作り、日本で出版させていただきました。ですから、これらは、すべて酒井さん、柏原さんのお陰だと感謝の念に堪えません。

続いて横山さんについても話したいことがいろいろあります。横山さんは、私の日本での「お兄さん」だといつも冗談半分に話しているのですが、実際は、私が日本で最初に中国知財に関する論文を発表させていただいたり、本を出版させていただいたりした際には、本当に横山さんにいろいろ助けていただきました。日本で発表した初めての論文は、「中国のWTO加盟に伴う知的財産権制度の変化と展望」『特許研究No.34』でしたが、これも横山さんに大変お世話になりました。あの頃、経済産業調査会の出版業務を担当しておられた横山さんと知り合いになったのです。日本語が下手くそで、知財にもまだ精通していなかった私を、あの頃から今まで18年間にわたり、横山さんは、ずっと温かく見守り助け支えてくださってきたのです。困った時、迷った時、いつも専門家としての適切なアドバイスをしてくださる尊敬すべき先輩です。

以上、柏原さん、横山さんのことを簡単にご紹介しましたが、これからいくつかの質問を通じて、本日の本題であるインタビューに移らせていただきます。



リンダ: 本日は、この3人で久しぶりに再会できて、本当に嬉しかったです。まずは、一緒に天国におられる酒井先生のために献杯しましょう。酒井先生は、もしかしたら天国でも毎日、知的財産権を研究されているか、日本酒に夢中になっておられるのではないのでしょうか(笑)。

早速ですが、一つ目の質問を、柏原さんにさせていただきます。

柏原さんは化学出身の博士で長年研究開発に従事される一方、知的財産に関する専門家でもありますし、特に日本企業において最も早く中国における先使用权公証の第一人者であり、林達劉事務所の呉秀霜弁護士にポリプ

ラスチックスの中国工場における先使用権の公証業務をご依頼いただきました。ですから、柏原さんは知的財産権という仕事に打ち込んでこられ、しかもパイオニア精神も抱いていますね。

ここで、伺いたいのは、科学技術者と知的財産専門家という2つの仕事について、それぞれどう考えられているのでしょうか。性格から見れば、柏原さんはどちらのほうに向いていますか。もし、生まれ変われるのなら、IP関係と化学関係のどちらを選びますか。或いは、引続き、知的財産権に従事しますか。

柏原: 今ご紹介頂きました、当社グループ中国工場における先使用権公証につきましても、技術のみ又は知財のみの知識ではできなかったと思います。本業務はリンダ事務所にとっても初めての業務で、法律専門家の魏啓学先生・陳傑先生・吳秀霜先生のみならず化学分野の特許責任者である李恩華先生という、法律面・技術面の専門スタッフのサポートにより達成できました。やはり知的財産という仕事においては、知的財産のみの知識だけでは不十分であり、技術などの土台が必要不可欠であると思います。



知的財産と技術とどちらに向いているかと言われれば、知的財産だと思います。法律の世界は文化・社会を土台にしたもので、様々な解釈・説明が可能な分野でその面白さにひかれています。生まれ変われるのであれば、IPか化学と問われれば、化学でしょう。理論化されていない分野が多々残っていますので、それを問い詰めていくのも面白いと思っています。

これまでに得た知見を何らかの形で残し、引き続き知的財産に貢献できればと思っています。

リンダ: よく分かりました。やはり知的財産という仕事が天職なのですね(笑)。ご回答ありがとうございます。

ところで初めて林達劉事務所として日本で刊行した「中国特許実務基礎」という本があります。(横山さんごめんなさい。発明推進協会からの発行です。) この発刊までの原稿については酒井さんに一方ならぬチェックを頂きました。この本に続く本ということで柏原さんよりアドバイスを頂きました。

柏原: 当時自分でも中国知財の担当となりましたが、あまり情報がありません。そこでリンダさんに頼りつきりになったわけですが、特許の本を出したのであれば、次は商標でしょうということになりました。そこで林達劉事務所の第二弾が「中国商標実務基礎」です。目次の原案をつくった覚えがあります。ほかの中国商標関係の本と異なるのは、林達劉事務所に魏啓学先生が入られ、(魏先生は中国知財制度のレジェンドですが)、その該博な知識を生かして、現在の1985年商標法の前史を、1949年に中華人民共和国が建国されてからの中国商標制度の発展について執筆を要請したことです。知財に関する本は、時代とともに変化していきます。しかし、歴史を理解しておくことも重要であると考え、お願いした次第であります。本書も日本で好評であったと聞いております。さらに、次の本はということで中

国知財契約に関する本を提案させていただきました。陳傑先生と魏啓学先生そして表にはでておりませんが呉秀霜先生が大きく貢献された本で「中国知財契約実務」として刊行されました。

リンダ: 事務所の創生期に今となってみれば弊所の礎になった本を作成しております。また柏原さんには、非特許文献の調査といった仕事も依頼頂き、弊所の李恩華パートナーを中心に業務確立させて頂きました。振り返ってみますと、弊所業務の礎に貢献頂きまして、ありがとうございます。

続いての質問は横山さんにさせていただきます。

横山さん、お待たせいたしました。早速ですが、横山さんのリンダ・林達劉事務所との初めての出会いについて、覚えていますか。少し語っていただければと思います。

横山: そうですね。十数年前のことを振り返ってみますと、懐かしい思い出がいっぱいあります。まず、私、そして経済産業調査会とリンダさん・林達劉事務所のお付き合いを簡単にご紹介しましょう。

今を去ること、十八年前の平成13年(2001年)10月、経済産業調査会で、知的財産に関する総合的かつタイムリーな情報と的確な資料を提供することを主眼とした知的財産情報会員制度を立ち上げました。当時は中国のWTO加盟とめざましい経済発展、そしてそれともなう特許紛争、特に日本企業と中国企業の特許裁判情報は関係者から大きな注目を集めていました。しかしながら、現在のような行政機関のホームページや専門家のメールマガジンとしての制度改正説明や知的財産裁判についての情報発信は皆無であり、新しい制度を立ち上げたものの、中国情報収集の方途、特にコンスタントな論文執筆者の選定に思い悩んでいました。そんな時、酒井さんと柏原さんから「中国知的財産情報について優秀な人がいますよ」とリンダさんを紹介され、当時のリンダさんから「何でもやります。是非やらせて下さい」とかなり積極的なアプローチを受けました。とりあえず、先にリンダさんが説明されている「中国－日本特許法の比較」を論考にまとめてもらい、知的財産情報会員会報「知財ぷりずむ」に掲載しましたが、2002年9月、北京市第一中級人民法院による本田技研工業スクーター式モーターバイク意匠権無効判決が出たとの日本の小さな新聞記事に注目し、リンダさんに以下の依頼をしました。「①中級人民法院判決文の中文原文の入手、②その日本語翻訳、③判決について、リンダさん(若しくは林達劉事務所)の見解評釈の作成」そして「本件はまだ日本の新聞専門誌等が詳細情報を取り上げる前なので、スピードが勝負。翻訳の精粗はとりあえず目をつぶる」ということをも伝えました。今だから言えますが、リンダさんと事務所の能力以前の「やる気」「感度」の確認でもあったのです。結果、林達劉事務所から、期待以上の原稿が提出されました。当時はリンダさんの単独の行動力と理解していましたが、後になり、酒井さんと柏原さんから「今般の原稿は、リンダさんの指導力・行動力の賜物ではあるが、そのみならず、今でもリンダさんの右腕という立場である張芬芳先生が判決文の入手に中国政府を駆け回るなど、立ち上げたばかりの林達劉事務所職員が一丸となって横山さんの要請に対応した」ことを教えてくれました。

その後のリンダさんと林達劉事務所の活動活躍については、日本企業の知的財産部ご担当や弁護士・弁理士の皆さんがご存じの通りです。「北京高裁の行政判決からみた中国裁判所における意匠『物品』の類似判断の原則」、「北京高裁の判決からみた中国における『実用的芸術作品』に対する保護」、「登録商標標識を不法に製造する行為に関する中国浙江省義烏市人民裁判所刑事判決」、「中国ホンダ事件訴訟－議論されるべき北京高級人民法院の意匠特許の類似に関する判決」、「トヨタの吉利を訴える事案の判決書についての分析」など質の高い論文のコンス

タントな寄稿により、経済産業調査会は、中国知的財産情報の提供機関として、知的財産に携わる皆さんから注視されるようになりました。他方、林達劉事務所には「これだけの内容の論文をコンスタントに出せる能力がある事務所ならば、当社の中国案件をお願いしてみよう」として、徐々に日本企業クライアントが増えていったのではないのでしょうか。Win-Winの典型的な関係であったと思っています。

リンダ:これらの論文の発表では、本当に横山さん、経済産業調査会にいろいろお世話になりました。もし、横山さんのお力添えがなければ、論文は言うまでもなく、日常の会話すら不自由であった私には本当に無理だったとしみじみと思っています。

ちなみに、先の質問に続き、もし、柏原さんが知的財産権という仕事を選ぶならば、横山さんは、柏原さんのこの選択は正しいと思いますか。或いは、柏原さんは科学技術者のほうが向いていると思いますか。

横山:柏原さんについては、ご本人が言われている「知的財産権担当者と科学技術者、究極の二択選択なら知的財産担当者」というご選択に、外部観察者、そして友人として賛成します。リンダさんもお存じのとおり、知的財産は最先端の科学技術と自国、そして世界各国の文化や社会を土台にした法律とを融合させねばならないものです。柏原さんはその世界において問題意識を持って、着実に歩みを進めてきました。かくいう私も、知的財産の面白さに惹かれて、知的財産情報会員制度を立ち上げたのです。



リンダ:横山さんは柏原さんの気持ちをよくご存じですね。では、私のことをどう思っていますか。この前、横山さんに「リンダさん自身が書いたレターを見たいです。なぜなら、言葉遣いや文法に間違いが沢山あって、却って面白いからです」と冗談で話してくれましたね。このような素人のリンダはこれから本当に大丈夫でしょうか。実は、世界的に、それぞれの業界も同様に、最初は起業家にスタートアップ「Startup」された会社が多くあります。そのうち、生き残ることが出来、成功して

いる会社のほとんどは素人が玄人を率いているのです。でも、社会は時代とともに日進月歩で進んでいく中で、特に2020年以降は、今までのようなやり方(素人が玄人を率いる)で大丈夫でしょうか。もし、この素人のリーダーが全員を率いてスタートアップ段階を既に乗り越え、これから必ずサクセス街道を歩み続けるには、どうすればよいのでしょうか。

横山:正直に言えば、先端技術と法律の融合として様々な難問が立ちふさがる事が想像される知的財産事務所運営について、リンダさんの「人間性」を踏まえて言わせて下さい。私は組織運営については、事務所内の「風通しの良さ」がもっとも大事であると考えています。リンダさんよりも日本語会話や日文レターの作成が上手な所員は、沢山おられると思います(ゴメンナサイ)。しかしながら、そのような人たちの能力や個性、資質、場合によってはプライベートまで熟知した上で、褒めるべきところは褒め、指導すべき所は指導しつつ、全体的な観点からのマネーজে

ントを、「事務所内の風通しの良さ」としてリンダさんが先頭に立って執り行ってきたからこそ、今日の林達劉事務所の隆盛がなされたと思います。他方、数多くのクライアントさんやお世話になった皆さんへは、メールやスカイプの利用・活用が全盛である今日にもかかわらず、リンダさんは機会をつくって足を運び、コミュニケーションの醸成深化を計っていると、多方面より聞いています。人工知能は近い将来、明細書作成や翻訳など人間活動のかなりの部分を代替してしまうかもしれません。しかしながら、リンダさんは「人(ヒト)が人(ヒト)として生きる」、つまりコミュニケーションの重要性を理解して、異国である日本の地、場合によっては欧米で行動によって実践されていると思います。ですから「素人が玄人を率いる」スタイルは、林達劉事務所においては大丈夫であると思います。ただし、日々の情報収集と分析、そして分析結果に従う「改善(Kaizen)」は必須です。世に世代交代はつきものです。林達劉事務所の幹部、あるいは中堅ポストの皆さんは、「第二のリンダさん」「リンダさんの上」を目指す、積極的なアクションを起こされることを期待致します。とっくの昔にアクションを起こされて、既に新たな実行に結びつけておられるのであれば、お詫びしなければなりません。

リンダ: 確かに「人(ヒト)が人(ヒト)として生きる」ですね。横山さんのお話を聞いて、素人の私でもいけそうに思いました(笑)。

続いては、お二人に質問をさせていただきます。柏原さんと横山さんは、知財業界の皆さんに共有したい話がありますでしょうか。また、今後リンダにはどのような方向に向かって歩んでほしいですか。

柏原: 実務の話ですが、「特許の世界と商標の世界では、同じ知財といっても随分と風景がことなるということ。特に商標の世界は、文化や社会を理解しなければ、全く対応できない」ということを知財業界の皆さんはぜひ注意してください。そして、リンダさんに向かっていった欲しい方向については、中国の事務所から、国際的な事務所へ転換を図って欲しいと思っています。勿論ベースは中国としても、欧米の大手事務所のように、色々な拠点に様々な国籍をもつ人間を配置する事務所にしてはいかがでしょうか。英語に堪能なリンダさんだからこそできると思います。

横山: 共有したい話ですが、私とリンダさん、知的財産との関係は、一介の編集者としてのものにすぎません。ですので、「知財業界の皆さんに共有したい話」とは僭越すぎて、お話しできることはありません。

ただ、リンダさんに向かっていった欲しい方向については、次のようなことを考えています。グローバル化の進展とともに世界経済の重心はG7から新興国へ移り、中国を筆頭とするアジアが世界の経済成長を牽引しています。研究活動のグローバル化という視点から見ても、世界各国は研究開発投資を急速に拡大させているなか、特に中国の動きが際立っています。このような状況にあって、自国である日本がどう世界潮流に向き合うかは大きな問題なのですが、それはともかく、リンダさんが生まれ育った母国である中国の思考様式を基底にして、日本や欧米での経験知見を取り入れたコングロマリット、——いわば世界人・国際人事務所としての一層の雄飛を期待致します。これは先の柏原さんのご発言と全く同じ趣旨です。ただ、中国には「飲水思源」と言う故事成句がありますね。日本では「最初に井戸を掘った人の事を忘れない」として知られていますが、林達劉国際人事務所として世界雄飛された節にも、事務所設立時のこと、そして私どものことを、ほんの少しで構いませんので、頭の片隅に残しておいて頂き、事務所の若い方々と、その情報を共有していただければと思います。

リンダ：とても感動しました。酒井さんも、柏原さんも、横山さんも、そして数多くの日本の友人の皆さんが林達劉事務所にとってまさに「最初に井戸を掘った恩人」です。恩返しをするために本日のインタビューを文章に整理して、事務所次世代の若者に、大先輩の物語をご紹介させていただきます。

最後の質問ですが、次回の飲み会は、この3人にしますか、或いは大人数にしましょうか(笑)。

柏原・横山：それは是非とも、多くの方々をお招きする、大々的な懇親会を企画して欲しいです。中国に集合して蘇州オフィス近くの水郷の町、周荘での紹興酒の酌み交わし。或いは大連オフィスで白酒を痛飲しながら烤羊肉、というのも良いかもしれません。張芬芳先生がどうジャッジされるでしょうか。二人そろって飲んべえ・食いしん坊でごめんなさい。

リンダ：Hahahaはいはい。次回、ぜひ大人数の飲み会を開催しましょう。とても期待しています。人生はまだまだ長いですが、やはり生きているうちに、それぞれのお考え、変化、悩みなどを老朋友の皆さんで分かち合えれば、日々の平坦な暮らしに彩りを加えることができ、生活がもっと有意義になると信じています。わずか数十年の生涯の道には、誰かに出会い、そして一回りして再会するとき、「貴方はずっといてくれるんだ」と話しかけながら、お互いの将来への考えを語り合えれば、幸せだと思います。

今日は、本当にいろいろありがとうございました。次回の再会を楽しみにしています。そのために、お互いに元気でいましょうね。



(今回のIPNEWSに掲載している写真は、弊所法務部の雷亜芸弁護士が北京で撮影したものです。)

責任者： 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学(Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇(Linda LIU)
担当者： 所員 キン 英芳(Yingfang JIN) 張 輝(Ashley ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室
(Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)
〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
Tel : 86-10-5825-6596(WEI) 86-10-5825-6089(LIU) 86-10-5825-6366(代表)
Fax : 86-10-5957-5201(代表)
E-mail: ipnews@lindapatent.com
Website: <http://www.lindapatent.com>